公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下「細則」という。)に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2021年6月10日

独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	21c00280000000		
調達件名	全世界(広域)/全世界下水道マネージメント		
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修		
仕様等	業務仕様書による		
履行期間	2021年8月6日 ~ 2023年2月28日		
選定方法	参加意思確認公募(詳細は業務仕様書による)		
特定者	一般財団法人 下水道事業支援センター		
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。		
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。		
	その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の参加要件に 該当すること		
競争参加資格確認申請期限	2021年6月24日 17時00分		
	東京センター経済基盤開発・環境課		
契約担当部署	電話番号:03-3485-7652		
	メールアドレス: tictee@jica.go.jp / Okuyama.Etsuko2@jica.go.jp		
その他	その他詳細は業務仕様書による		
独立行政法人国際協力機構契 約事務取扱細則参加資格	以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成 20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者		
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報(法人、個人、団体名(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様)を含む)の公表に同意したものとみなします。機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html		

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター(JICA東京)が、2021年度11月中旬~11月下旬頃に実施予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 経済基盤開発・環境課 (電話:03-3485-7652、担当:奥山)宛にお願いします。

2021年6月10日

独立行政法人国際協力機構 東京国際センター 契約担当役 所長 田中 泉

2021年度(課題別研修)「下水道マネージメント」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター(以下、「JICA 東京」という。) は以下の業務について、参加意思確認書(様式1もしくは様式2)の提出を公募 します。

本業務は開発途上国において、主に汚水対策(下水道整備)を実施し始めた、若しくは実施を予定している国や地方政府等の人材に対し、所定の案件目標を 達成するために必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 下水道事業支援センター(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本における下水道の専門機関として、日本サニテーションコンソーシアム(Japan Sanitation Consortium)の構成団体に選定されており、同コンソーシアムのアジア・太平洋水フォーラム(The Asia-Pacific Water Forum)が推進する地域における衛生分野のナレッジハブとしての機能を有しています。同者は、同コンソーシアムにおいて、国際援助機関等と連携し、アジア・太平洋地域各国の衛生関係機関とのネットワークを構築するとともに、各国の衛生に関する調査研究の実施及び情報データベースの構築等の活動実績を通じて、本研修の対象国であるアジア・太平洋諸国における基礎的な衛生施設の普及状況、浄化槽やし尿処理等のオンサイト処理技術に関し高い専門知識を有しています。このことから、本研修において、参加国側のニーズに応じた研修カリキュラムの構成について、的確な助言を行うことが可能です。

ODA における下水道分野の研修においては、2001 年度より、研修実施機関として、国土交通省及び日本下水道事業団とともに、大学、関係公共団体、関連企業等と幅広く連携し取り組んできた実績とノウハウを有します。同者は、国土交通省との協力・支援関係のもと、公共団体等に対し、下水道事業に係る普及啓発、計画・建設、経営、維持管理等に関するアドバイザリー業務を実施しており、全国の自治体下水道局及び関連機関との間に築かれた良好なネットワークをもとに、日本における下水道整備技術の実施事例に関する講義、現場

研修のアレンジ等について高い調整能力を有しています。なお、特定者は全省 庁統一資格を有しています。

このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 2021 年度課題別研修「下水道マネージメント」に係る研修委 託契約務
- (2) 担当部署 JICA 東京 経済基盤開発・環境課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要(別添)のとおり
- (4) 研修コース実施期間 2021年11月中旬から2021年11月下旬まで(予定)
- (5) 履行期間 2021年8月上旬から2023年2月下旬まで(予定)

2. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ①公示日において、令和 01・02・03 年度の全省庁統一資格の競争参加資格 (以下、「全省庁統一資格者」という。)を有する者。
 - ②一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - ③当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規定(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止 期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
 - ④日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
 - ⑤以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将 来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはない

ことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、 誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する 事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成26年8月18日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正 の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的 勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等 を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的 勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知り ながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他 の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ①案件受託上の条件として、2021年度案件を第1回目として受託し、2022年度まで計2回、同一案件を受託可能であること。なお、2021年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022年度案件まで随意契約を行う予定です(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③食品添加物及び汚染物質の検査分野に精通し、研修指導に必要な同分 野の専門人材を確保できること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加音用体図書の	+8 山 #88	2021年6日24日 (士) 17 吐士云	
(1)参加意思確認書の	提出期間	2021年6月24日(木) 17時まで	
提出 (様式 1・2)	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課	
	提出 書 類	参加意思確認書、「2.応募要件」に	
		求められる実績等を証明する資料(写	
		し可)※詳細は欄外参照のこと。	
	提出方法	持参、郵送、またはメール	
		※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00	
		まで(正午から 14:00 までは除く)に上	
		記提出場所へ持参のこと。	
		※郵送(配達記録の残るものに限る)の	
		場合は、提出期限必着。	
		※メールの場合は、下記欄外の「メール	
		送信の際の留意点」を参照の上、同項に	
		記載の両方のメールアドレスへ提出期限	
		までに必着で送信すること。	
(2)審査結果の通知	発送日	2021年7月2日(金)	
	通知方法	郵送またはメール	
(3) 応募要件無しの理	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課	
由請求	請求方法	持参、郵送、またはメール	
		※持参の場合は、平日 10:00 から 17:00	
		まで(正午から 14:00 までは除く) に上	
		記提出場所へ持参のこと。	
		※郵送(配達記録の残るものに限る)の	
		場合は、提出期限必着。	
		※メールの場合は、下記欄外の「メール	
		送信の際の留意点」を参照の上、同項に	
		記載の両方のメールアドレスへ提出期限	
		までに必着で送信すること。	
	請求締切日	2021年7月7日(水)	
	回答発送日	2021年7月13日(火)	
	回答方法	郵送またはメール	
(4)提出場所・メール	〒151−0066	東京都渋谷区西原 2-49-5	
アドレス	JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当:奥山)		
	電話:03-3485-7652		
	メールアドレス:		
	tictee@jica.go.jp / Okuyama.Etsuko2@jica.go.jp		
L			

※提出書類について

- 1) 参加意思確認書(様式 1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)

【メール送信の際の留意点】

・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則 受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2)参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的 以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11)共同企業体の結成:認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」 (URL: http://www.jica.go.jp/announce/index.html) にて公開中です。
- (13) 情報の公開について:

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、 その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公 表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に 同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方:

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名 称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助 言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を 占めていること
- ② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、 契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構 での最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日 当該契約の締結日とします。
- ④ 情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上